



Title	中小企業政策における協同組合の位置づけに関する一考察
Author(s)	中園, 桐代
Citation	社会教育研究, 9, 53-62
Issue Date	1989-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28469
Type	bulletin (article)
File Information	9_P53-62.pdf



[Instructions for use](#)

中小企業政策における協同組合の位置づけに関する一考察

中 園 桐 代

I はじめに

中小企業の協同組合は協同することによって個々の企業努力だけでは解決の難しい中小企業の抱える様々な問題を緩和、解決しようとするものである。しかし、実際には中小企業は小さいとはいえ一個の独立した資本であり、協同化を図ることは難しい。このような中小企業が協同化を図る際に政策的な契機も重要なものであったと考えられる。

中小企業は高度経済成長に入る過程で、いわゆる「二重構造」の遅れた部分として捉えられ、中小企業を産業構造のなかでどのように位置づけるかは、それ以降日本の経済政策の重要な柱となってきた。中小企業政策は、「それぞれの時代における経済実態をうけとめた『経済的行動単位』としての政府の『行動原理』にはかならず、「資本主義経済総体の資本蓄積を保証するための『経済政策』の一分肢」⁽¹⁾であり、そのなかで中小企業政策の位置づけも変化し、協同組合の位置づけも変化してきた。

そこで、高度経済成長期以降、中小企業政策において協同組合がどのように位置づけられ、どのような役割を期待されてきたのかを考察し、現在の中小企業の協同組合をめぐる政策的な問題を明らかにするのが小論の課題である。方法としては各年の『中小企業白書』等の分析を中心にしている。

II 近代化政策

中小企業政策が日本の経済政策の大きな課題となるのは1957年の『経済白書』がいわゆる『二重構造』を指摘してからである。同書は当時の経済構造を「一方に近代的大企業、他方に前近代的な労使関係に立つ小企業および家族経営による零細企業と農業が両極に対立し、中間の比重が著しく少ない」⁽²⁾と指摘し、その解決方法として「非近代部門そのものを近代化し生産性をあげるいきかた」⁽³⁾が適しているとした。そこで中小企業の「近代化」政策が必要とされるのである。

「近代化」政策は中規模の企業の育成を重点としている。その理由として1957年の『経済白書』は、第一に輸出面での役割、第二に大企業との補完性、第三に中小企業の資本効率の良いこと、第四に雇用吸収力を挙げている。⁽⁴⁾

1958年、59年の『経済白書』では機械、自動車産業において中小企業の系列化が進んでいること、そしてこれらの業種が近代化の中心になっていることを指摘しており⁽⁵⁾、「近代化」政策は特に大企業との補完関係のための政策であったと考えられる。

また、表1をみてもわかるように「近代化」政策は内容としては個別企業の設備近代化を目指す政策である。

この時期に協同組合が位置づけられるのは1961年の「中小企業振興助成法」の改正によって中小企業団地の造成を助成の対象として加えられた事である。1961年の『経済白書』では「中小企業の設備投資が量、質の面で発展することともなっていて、工場立地上の限界が合理化の阻害要因になっている」ため、その解決策として団地化を進めるとしている。その効果は「単に用地の問題の解決だけでなく、移転を契機に経営全般についての根本的改善をはかるチャンスとなるし、共同施設、共同事業の面でもプラスになる等中小企業の合理化に及ぼす効果は大きい」⁽⁶⁾としている。この時期には後でみる「高度化」政策の時期と比べれば、協同組合は政策的にはあまり大きく位置づけられていないが、設備近代化を推進するための団地化による協同化が位置づけられる。

Ⅲ 中小企業基本法の制定

1963年には中小企業基本法が制定される。同年の『中小企業白書』によればその施策の柱は以下の7つである。第一に設備近代化のための政府関係金融機関からの資金供給の円滑に行うこと。第二に技術者および経営管理者の人づくりのための研修制度の創設するとともに、中小企業診断指導事業の拡充強化を図る。第三に中小企業構造高度化を図るため業種別近代化を策定し、特に施設の共同化、工場、店舗の集団化等の協業化を強力に助成するために「中小企業高度化資金貸付制度」を創設する。第四に小規模企業の経営強化のための経営改善普及事業の補助を行い、また、小規模企業従業者の生活向上を図るための税制、金融面からの助成の強化を図る。第五に自己資金強化のために中小企業投資育成株式会社を設立する。第六に金融を一層円滑にする。第七に労働力を確保するために職業紹介、職業訓練事業

表1 中小企業対策の重点対策費の移行 (単位：百万円)

	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
設備近代化	4,100	4,500	5,000	4,850	4,250	3,900	2,788	2,600
指導センター	156	318	366	514	振興事業団 11,798	16,225	21,167	26,279
高度化	2,301	4,386	5,685	7,894				
小規模対策	1,198	1,393	1,686	2,123	2,529	2,854	3,300	4,081

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
設備近代化	2,600	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200
振興事業団	32,847	35,426	39,692	41,352	50,183	56,662	64,521
小規模対策	4,772	5,966	7,796	11,233	16,891	20,113	22,608

(各年の『中小企業白書』より作成)

の拡充強化を図るとともに、大企業にたいする中小企業従業員の福利厚生水準の格差を縮小するために、最低賃金制度の普及拡大および質の充実、労務管理の近代化の推進、社会保健制度の適用促進に努めるほか、関連事業に融資を行う⁽⁷⁾。

このように他の国と比較すると非常にきめ細かいといわれる中小企業政策が打ち出されたのであるが、実際の内容はどうだったのか、表1で中小企業対策の予算についてみる。設備近代化が最も多く、それに次いで予算が多いのが共同化である。それに対して小規模企業対策等の予算は著しく少なくなっている。中小企業基本法は「近代化」政策をいっそう進めたものと考えられる。

予算からみるとこの時期の中小企業政策は設備近代化が中心であり、共同化はそれに次ぐ柱となっているが、その位置づけはどのようなものであったのか。1964年の『中小企業白書』では「適切な近代化をおこなうためには、ある程度の規模に達することが必要であり、個別企業においてこれが可能な場合は別として、単独ではこれへの到達が困難である場合には、協同組合を組織して共同施設を設置したり、合併、共同出資などによる協業化をすすめる必要」⁽⁸⁾ であるとしている。つまり、設備近代化のために適性規模を図るのが、協同化であるといえる。

Ⅳ 「高度化」政策

「中小企業基本法」の制定された翌年、1964年末からの不況では倒産件数は過去最高を示し、1965年の『中小企業白書』はその原因を「基本的には、労働力のひつ迫、需要構造の変動、市場条件の変化や、過少過剰性、弱い資金調達力、低い技術水準、経営も近代化の遅れ等の中小企業に従来からある特性」⁽⁹⁾ に求めている。その対応として打ち出されるのが「高度化」政策である。1967年の『中小企業白書』の「昭和42年に講じようとする施策」では「中小企業が激しい構造変動に直面しようとしている現在、個々の中小企業がお互いを合わせて過当競争を防止しつつ事業規模の適性化を図って」いくために、「協業化、共同化を中心とする構造改善事業については政府としても資金助成、指導等あらゆる施策を総合的、集中的に投入し、その強力な推進を図っていく必要がある」⁽¹⁰⁾ としている。そして、「中小企業者が力を合わせて協業化、共同化し、設備近代化や、事業規模の適性化を達成すること」によって「個々の中小企業では、実現が不可能なコストダウンが可能となるほか、技術水準の向上、信用力、市場開拓の強化、求人難の緩和等の効果も期待できる」⁽¹¹⁾ としている。

近代化政策が個別企業の設備近代化を目指すのに対して、「高度化」政策は複数の企業が集まって協業化を目指すものとなっている。協業化による適性規模の実現は中小企業基本法が制定された1963年から重点施策の一つとして挙げられていたが、この時期には協業化が施策の第一の柱として打ち出される。表1をみても分かるように、1965、66年を境に中小企業政策の予算の重点は設備近代化から「高度化」に移っている。

「高度化」政策の柱は62年の『中小企業白書』によると以下の3点である。⁽¹²⁾

第一の柱は中小企業振興事業団の設置である。中小企業の構造の高度化については1962年から中小企業高度化貸付制度が創設され、1965年までに全国で105の団地が助成の対象とされていた。しかし、1961年の『中小企業白書』では、「現在の『中小企業高度化資金貸付制度』は多くの効果をあげてはいるものの種々の問題点を有し、中小企業の構造改善を強力、かつ、効果的に推進するには不十分であるので、この制度を発展的に解消し、指導事業と助成手段を有機的総合的に整備するとともに行政の効率化と中小企業の便宜を図る」⁽¹³⁾ が必要であるとされた。そこで創設されたのが中小企業振興事業団である。『中小企業白書』によると事業団の事業内容は「団地、共同工場、共同店舗、共同施設の共同化、協業化事業および織布業が産地組合を中心に行う構造改善事業にかんする指導事業を行う。また、これとあわせて中小企業指導担当者の養成研修事業等を総合的に行う」⁽¹⁴⁾ ことであり、中小企業施策の中枢を担っていくことになる。

第二の柱は共同化・協業化の前提となる中小企業の組織化の促進である。事業協同組合の共同事業について、1961年の『中小企業白書』では「いままでは組合員の事業の補完的な役割を果たす程度」であり、「依存度はそう高いものではなかった」が、「最近における新しい型の事業協同組合は、わが国の産業構造の変化に対し、中小企業が事業協同組合の形をかりて、規模の利益を求めるもので、組合員は共同事業に移行した事業については、自己の事業を廃止して、全面的に組合に依存することとしている」ことや、「将来、完全に組合において企業合同を行うことも意図している例」⁽¹⁵⁾ もあることを指摘している。

この方向性を具体化したのが協業組合制度の発足である。

※協業組合制度の「協業」概念は、経済史上の協業概念とは異なる。中小企業団体法でいう「協業」

とは、事業の共同化が高度に進んだ形態であり、「複数の事業者が中小企業の構造改善をめざして共同出資を行い、自己の営む事業自体を経験や信用とともに投入し、これを互いに有機的に結合させて当確事業を協同経営することにより、高度の経済効率を発揮させる共同行為を指し、協同経営の対象となる事業に関しては、各構成事業者は全面的に依存するもの」をさしている。

(吉岡靖夫『協業組合制度の解説』)

協業化のメリットを1961年の『中小企業白書』では以下の6点を挙げている。「(イ)生産性の向上を通ずるコスト・ダウン、(ロ)品質の高度化、均一化、(ハ)資金調達力の増大、(ニ)福利厚生施設の充実を通ずる労働力確保の容易化、(ヘ)需要構造の変化に伴う品質転換の円滑化、(ホ)経営の多角化を通ずる経営の安定化」⁽¹⁶⁾ である。

第三の柱は中小企業近代化促進法に基づく業種別近代化の流れを受け継ぐ、業種の実態に則した構造改善の見通しを立てることである。

このような「高度化」政策が「近代化」政策と異なる点は「第一に近代化計画の遂行に業者の自主的責任を明確にするために業界の責任で『構造改善計画』をつくること。第二に個別企業の『設備近代化』ではなく、『業界ぐるみ』、『産地ぐるみ』でスクラップ・アンド・ビルドをすすめること。第三に構造

表2 設立年度別・組織形態別の組合設立状況

(上段：実数)
(下段：構成比)

	合 計	昭30年度 以 前	昭和31～ 昭35年度	昭和36～ 昭40年度	昭和41～ 昭45年度	昭和46～ 昭50年度	昭和51年 度 以 降
組 織 形 態 計	4,376 100.0	801 18.3	381 8.7	725 16.6	757 17.3	959 21.9	753 17.2
事業協同組合計	3,806 100.0	736 19.3	315 8.3	590 15.5	673 17.7	847 22.3	645 16.9
商 工 組 合 計	362 100.0	60 16.6	61 16.9	85 23.5	39 10.8	58 16.0	59 16.3
商店街振興組 合計	208 100.0	5 2.4	5 2.4	50 24.0	45 21.6	54 26.0	49 23.6
集団化組合(協)	338 100.0	3 0.9	5 1.5	73 21.6	102 30.2	116 34.3	39 11.5
工場団地	193 100.0	2 1.0	5 2.6	52 26.9	43 22.3	70 36.3	21 10.9
商業団地	124 100.0	1 0.8	— —	20 16.1	54 43.5	33 26.6	16 12.9
トラック 倉庫団地	21 100.0	— —	— —	1 4.8	5 23.8	13 61.9	2 9.5
共 同 工 場 組 合 (協)	98 100.0	12 12.2	7 7.1	4 4.1	36 36.7	19 19.4	20 20.4
共 同 店 舗 小 売 市 場 (協)	245 100.0	19 7.8	9 3.7	27 11.0	52 21.2	55 22.4	83 33.9
共同店舗	151 100.0	4 2.6	5 3.3	15 9.9	35 23.2	35 23.2	57 37.7
小売市場	94 100.0	15 16.0	4 4.3	12 12.8	17 18.1	20 21.3	26 27.7
下 請 組 合 (協)	219 100.0	37 16.9	22 10.0	48 21.9	32 14.6	54 21.7	26 11.9
産 地 組 合 (協・商工)	296 100.0	144 48.6	39 13.2	31 10.5	33 11.1	28 9.5	21 7.1
産地組合 (協)	218 100.0	120 55.0	24 11.0	16 7.3	20 9.2	23 10.6	15 6.9
産地組合 (商工)	78 100.0	24 30.8	15 19.2	15 19.2	13 16.7	5 6.4	6 7.7
商 店 街 組 合 (協・商振)	363 100.0	19 5.2	22 6.1	79 21.8	71 19.6	86 23.7	86 23.7
商店街組 合 (協)	156 100.0	14 9.0	17 10.9	30 19.2	26 16.7	32 20.5	37 23.7
商店街組 合 (商振)	207 100.0	5 2.4	5 2.4	49 23.7	45 21.7	54 26.1	49 23.7

(出所) 全国中小企業団体中央会『中小企業組織化政策ビジョン』1982年。

表3 中小企業振興事業団の貸付件数の推移（新規，継続の合計）

		67年	68年	69年	70年	71年	72年	73年	75年	76年
一 般 高 度 化 事 業	工場集団化	59	59	64	49	32	67	77	76	69
	店舗集団化	23	37	43	46	40	40	46	45	51
	企業合同	19	24	21	25	35	33	32	13	5
	共同施設	653	760	750	856	535	462	417	235	251
	小売商業店舗共同化	21	24	28	23	18	19	18	13	19
	商店街近代化	4	1	5	8	7	5	5	11	13
	小売商業連鎖化	5	1	3	4	5	4	—	1	—
	計算事務共同化	3	2	7	6	2	4	5	3	2
	倉庫集団化	—	—	—	1	2	2	4	7	7
	貨物自動車ターミナル等集団化	—	—	—	—	3	3	6	14	15
	公害防止設備リース	—	—	—	—	—	—	—	6	3
	工場共同利用事業	—	—	—	—	—	—	—	—	5
	小計	787	909	921	1,018	699	640	610	424	440
特別広域高度化	—	—	—	—	—	—	—	4	4	
合計	787	909	921	1,018	699	640	610	428	444	
特 定 高 度 化	工場共同化	28	39	36	27	34	31	26	16	11
	公害防止施設	1	5	3	1	6	24	60	42	35
	同和高度化	—	—	—	—	—	10	21	29	37
	設備共同破棄	—	—	—	—	—	—	2	1	—
	知識集約化	—	—	—	—	—	—	1	7	7
	商業関連	—	—	—	—	—	—	20	55	74
	特別広域高度化	—	—	—	—	—	—	—	—	1
小計	29	44	39	23	40	65	130	150	165	
織布対策	92	117	121	112	114	79	66	39	60	
先行取得事業	—	—	—	—	—	—	3	9	8	
合計	908	1,070	1,081	1,158	853	784	809	626	677	

(各年の中小企業白書より作成)

改善の最終目標が『適性規模の実現』であり、スケール・メリットの追求を通じて、国際的水準の企業集団を育成すること⁽¹⁷⁾である。

「高度化」政策なかで、協同組合は非常に重要な役割を担っていたと考えられる。特に中小企業の組織化において、他の中小企業組織よりも協業組合は政策的な意図をより反映したものであったが、表2をみてもわかるように数の上からいっても非常に少なく、事業協同組合が政策の中心的役割を果たしたと考えられる。

「高度化」政策の中核を担っているのは中小企業振興事業団であるが、その貸付件数の推移は表3に示すように共同設備への貸付が最も多い。このような、中小企業振興事業の貸付の対象は事業協同組合、事業協同小組合、協業組合が対象とされており、このなかで数が圧倒的に多かった協同組合が大きな位置を占めたと考えられる。

この時期の協同組合は協同化からさらに協業化を目指し、スケール・メリットを追求してゆくものとして位置づけられ、それによって中小企業の体質改善を図ろうとするものであったと考えられる。

V 「知識集約化」政策

1970年の『中小企業白書』では『二重構造』の見直しが行われた。「かつての低賃金と低生産性の悪循環は全体としてみれば大きく改善を示し、第三期（昭和30年代後半）にいたり、豊富・低廉な労働力の存在という従来の存在基盤をほぼ失いつつも存立してゆけることを示した⁽¹⁸⁾と判断し、中小企業を「機動性をいかした経営や、管理コストの安さといった大規模経営に対する中小規模経営の有利さを主たる存立基盤⁽¹⁹⁾」を持つ『活力ある多数派』と認めるようになる。

高度成長期も終わりに近づいた1970年には「高度化」政策は大幅に後退し、中小企業振興事業団の貸付件数は減少する（表3参照）。そして1973年の『中小企業白書』では、「知識集約化」政策が打ち出される。中小企業を取り巻く情勢の変化を①国際化の進展、②人間尊重社会への指向、③環境尊重の重要性、④産業構造の知識集約化の4点を挙げている。そして、政策の柱を①経営、技術、人材、マーケティングなどソフト面での知識集約化②小規模企業層および商業への政策配慮、③構造改善や事業転換についてのビジョンの提示、誘導としている。⁽²⁰⁾

「知識集約化」はこれまでの中小企業の「量的充実」から「質的充実」を目指す方向である。この政策の代表的存在となるのがベンチャー・ビジネスである。また、事業転換が強力に打ち出されるのもこの時期の特徴である。そして、これまでは政策のうへではほとんど切り捨てられていた小規模企業も位置づけられるようになる。

このなかで協同組合はどのような役割の担われたのか。「知識集約化」政策の時期になると協同組合が政策の中心に位置づけられていた「高度化」政策ほど協同組合は重要視されなくなる。

しかし、その中でも協同組合に特にシステム化が求められるようになる。1975年の『中小企業白書』

では「従来の高度成長期において、共同化は、生産面等における規模の利益の追求に重点をおく、中小企業の近代化対策として、重要な位置を占めてきた。これらの面での共同化の重要性は今後においても変わることはないと考えられる。更に、新分野の開拓、技術開発、情報活動等の分野での共同化の重要性も強まってくる」⁽²¹⁾としている。

システム化とは「国民ニーズの多様化、高度化傾向」に対応するため、「個々の企業が独自に努力するばかりでなく、他企業との連携のうえに、協調的な供給体制をつくりだす」⁽²²⁾ことである。組合はオルガナイザーとして「組合の協同組合事業によって、異業種にわたる一体的なニーズを把握し、システム的な供給体制を確立していくことによって、新しい発展の分野を切り開いていく」⁽²³⁾ことが求められるようになる。

この時期には協同組合もスケール・メリットの追求ではなくて、協同による「知識集約化」の推進がもめられるようになる。協同組合も「高度化」政策の時期とは異なり、スケール・メリットの追求ではなく、質的転換を求められるようになったと考えられる。

VI 現段階の中小企業政策

1980年以降は中小企業政策は地域政策として展開する方向が打ち出される。1983年の『中小企業白書』では「定住圏構想」を受けて、「三大圏より所得移転に大きく依存している地域は、今後外部からの所得移転の伸びに依存することのない自立的な経済社会を形成する」⁽²⁴⁾であるとしている。そして、「地域経済において大きな比重を占める中小企業は、今後、地域経済の発展において従来にも増して大きな役割を果たすことが期待されており、とくに、地域の資源、技術、人材を有効に活用し、地域の個性を発揮した中小企業の発展が期待されている」⁽²⁵⁾としている。この中で『地域とともに歩む中小企業』の育成が目指される。しかしこれは「行き先を見失った中小企業政策の再構築」⁽²⁶⁾ともいえるであろう。

このなかで協同組合はどう位置づけられたのか。1982年の『組織化ビジョン』では「異業種連携組合とくにシステム化組合に対する指導方針の確立」⁽²⁷⁾を急ぐ必要があると提言している。また、1983年の『中小企業白書』ではそれまでの協同化の総括と今後の方向性の提示を行っている。今後の方向性としては「生産・販売面での協同化による効率化、規模の利益の実現というかねてからの重要な役割に加え、情報・技術・人材といったソフト面での強化が図られる必要がある。このため、多様化する需要動向を的確に把握するための調査やマーケティング活動の充実とともに、技術力・製品開発力の強化を図るために異業種連携組合の設立を図るとともに、必要に応じて組合以外の中小企業組織を適宜活用することが必要となろう」⁽²⁸⁾としている。

この時期の協同組合は、「知識集約化」政策の時期と同様に異業種交流、システム化組合が政策的には重要視されている。しかし、協同組合の位置づけはあまり高くなり、1983年以降中小企業白書に

は協同組合は登場しなくなる。

VII ま と め

今までみてきたように、協同組合は中小企業者の自主的な経営問題の解決のための組織であるが、高度成長期以降政策的にも位置づけられてきた。中小企業の協同組合がどのように政策的に位置づけられてきたのかを時期を追ってまとめてみる。①設備近代化の時期（1957年～63年）では個別企業（特に大企業が系列化を急いでいた業種）の設備近代化が施策の中心となり、協同組合は1961年の「中小企業振興助成法」の改正による中小企業の団地化として位置づけられた。②中小企業基本法制定の時期（1963年～65年）では設備近代化を図るための適性規模を実現するものとして協同組合は位置づけられた。③「高度化」政策の時期（1965年～72年）では、協業化によってスケール・メリットを実現し、それによって中小企業の体質改善を図ることが目指され、協同組合は協同化→協業化を図るものとして位置づけられ、政策の中心を担った。④「知識集約化」政策の時期（1973年～82年）ではシステム化、異業種交流によって技術開発を行うことが求められた。⑤現段階の中小企業政策（1983年～）でも、システム化、異業種交流が求められる。

中小企業政策の中で協同組合は特に高度経済成長期に重要な位置づけをなされていたといえるだろう。「近代化」政策での設備近代化や、「高度化」政策での協同化、協業化によるスケール・メリットの追求によって中小企業の体質改善を図り、独占資本に役立つ中小企業を育成してきたといえるだろう。しかし、低成長期にはいり産業構造の調整、「知識集約化」がいわれるようになると協同組合はあまり重要視されなくなる。さらに現段階の中小企業政策の時期では国レベルの中小企業政策では協同組合はほとんど位置づけられなくなる。

しかし、低成長期にはいり中小企業の存立条件がいっそう厳しくなっているなかで、中小企業の側では協同組合によって経営問題を緩和、解決することがまさに必要となっている。今後の課題としては、現段階の中小企業政策のなかで、中小企業の育成は各自治体にまかせられており、その中で協同組合がどのように位置づけられているのかをみる必要があるだろう。

注記

- (1) 中山金治『中小企業近代化の理論と政策』1983年 千倉書房 第1章「戦後の中小企業政策の展開と問題点」p. 9
- (2) 1957年『経済白書』第1部 4 経済構造と均衡発展p. 5
- (3) 前掲書p. 38
- (4) 前掲書p. 40, 41参照
- (5) 1958年『経済白書』第2部 3 中小企業p. 155

- 1959年『経済白書』第2部 3 中小企業 p.160参照
- (6) 1961年『経済白書』第2部 5 中小企業 p.149
- (7) 1963年『中小企業白書』第1部第3章 動向に対する施策の展開 p.41~43参照
- (8) 1964年『中小企業白書』第1部第3章 構造変動に対応する中小企業施策の展開 p.36
- (9) 1965年『中小企業白書』第1部第2章 不況下中小企業をめぐる諸問題 p.21
- (10) 1966年『中小企業白書』「昭和42年度において講じようとする施策」 p.2
- (11) 1967年『中小企業白書』第1部第4章 構造変動に対する施策の展開 p.98
- (12) 前掲書 p.98~99参照
- (13) 1966年『中小企業白書』第3部第9章 中小企業施策の実施状況と問題点 p.543
- (14) 1966年『中小企業白書』「昭和42年度において講じようとする施策」 p.2
- (15) 1965年『中小企業白書』第1部第3章 近代化・協業化施策の効果と問題点 p.97
- (16) 前掲書 p.100
- (17) 前掲書『中小企業近代化の理論と政策』 p.20
- (18) 1970年『中小企業白書』第2部第1章 経済成長と中小企業 p.103
- (19) 前掲書
- (20) 1973年『中小企業白書』「昭和48年度において講じようとする施策」 p.1~2
- (21) 1975年『中小企業白書』第2部第3章 企業を取り巻く環境との調和 p.207
- (22) 前掲書 p.224
- (23) 前掲書 p.222
- (24) 1978年『中小企業白書』第2部第6章 地域経済の発展と中小企業 p.388
- (25) 前掲書 p.375
- (26) 前掲書『中小企業近代化の論理と政策』第5章「地域主義の論理と展開」 p.111
- (27) 『魅力ある組合活動の新展開中小企業政策ビジョン』全国中小企業団体中央会1982年 p.64
- (28) 1978年『中小企業白書』第2部第1章 日本経済の構造変化と中小企業 p.129~130